

西部緑地公園再整備「新産業展示館」構想策定支援業務委託 仕様書

1. 業務名

西部緑地公園再整備「新産業展示館」構想策定支援業務

2. 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

※ただし、受発注者の協議により、最長で令和5年8月31日(木)までの履行期間に変更
する場合がある。

3. 業務内容

本業務は、西部緑地公園再整備における「新産業展示館」の整備に係る基本事項の整理
を行い、構想(案)として取りまとめるものである。具体的な内容は、次に掲げる(1)及び
(2)とする。

(1) 構想(案)策定に向けた基本事項の整理

別紙「基礎資料」を踏まえ、以下の項目について、調査・検討・整理を行う。

1 展示会産業を取り巻く現状の整理

(国内の展示会産業の動向、全国の展示施設の整備状況、展示会の開催状況等)

2 現状の産業展示館の課題と主催者ニーズの整理 (主に機能・設備面)

→これまでに実施した「基礎調査」(契約後に開示)の結果を参考にするとともに、
既存の利用者はもとより、新たな需要を取り込むことも視野に、幅広い業界・
業種(音楽コンサートなど興行イベント関係、(国際)学会等)の関係者にヒアリ
ング調査を行うこと。

※ヒアリング調査の対象(件数)については、本県と協議すること。

3 施設の整備方針(施設のコンセプト、施設規模、導入機能、環境配慮等)の検討

→上記 2 の結果を踏まえた適切な規模や機能を検討すること。

※施設規模については、現在の産業展示館1～3号館を統合した展示場面積
(11,043 m²)を勘案の上、整理すること。

4 施設計画(諸室整備計画、配置計画、動線等)の検討

→上記 2 の結果を踏まえた適切な施設計画を検討し、参考となるイメージパース
(内観・外観)を例示すること。

5 公園内の施設ならではの利活用策の検討

→他施設で取り込まれている事例等を参考に、具体的に提案すること。

6 整備手法、スケジュールの検討・整理

→次年度以降に、公園全体で PPP/PFI 手法の導入可能性調査を実施する可能性があることを踏まえ、必要に応じて、事前に必要となる情報や資料を収集・整理するとともに、本県の検討に対する助言や補助等を行うこと。

7 概算事業費の算出（イニシャルコスト、ランニングコスト）

8 施設整備の経済効果

9 各種会議等の資料作成、出席及び会議録の作成

10 その他、構想の策定等に向けて必要と考えられる調査

(2) 構想(案)の作成

(1)で整理した内容に基づき、構想(案)を作成する。

4. 業務の進め方

- (1) 西部緑地公園再整備構想検討委員会（新産業展示館整備検討部会含む）の開催時期を見据え、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施すること。業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打合せを行うこと。
- (2) 本業務と並行して策定作業を進める「西部緑地公園再整備」及び「新県立野球場」の構想について、その内容や進捗状況の把握に努め、当該構想との整合性を図ること。
- (3) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、予め委託者の書面による承認を受けた時はこの限りではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。

5. 成果物の納品

以下を納品すること。

(1) 成果物

①西部緑地公園再整備「新産業展示館」構想(案) 15部

(日本工業規格 A4 判縦で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする)

②構想(案)のデータを記録した電子データ DVD-R 1枚

(2) 納品場所

石川県商工労働部経営支援課

(3) 納期

令和5年3月31日(金)

※ただし、受発注者の協議により、最長で令和5年8月31日(木)までの履行期間に変更する場合がある。

6. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者
に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、
本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるもの
とする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受
託者は、当該既存著作権等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる
一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使
することができないものとする。

7. 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば、受託者に貸与するもの
とする。受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上、資料の貸与を受ける
ものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

8. 秘密の厳守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与
してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取
扱いには十分注意するものとする。

9. 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議
の上、決定するものとする。